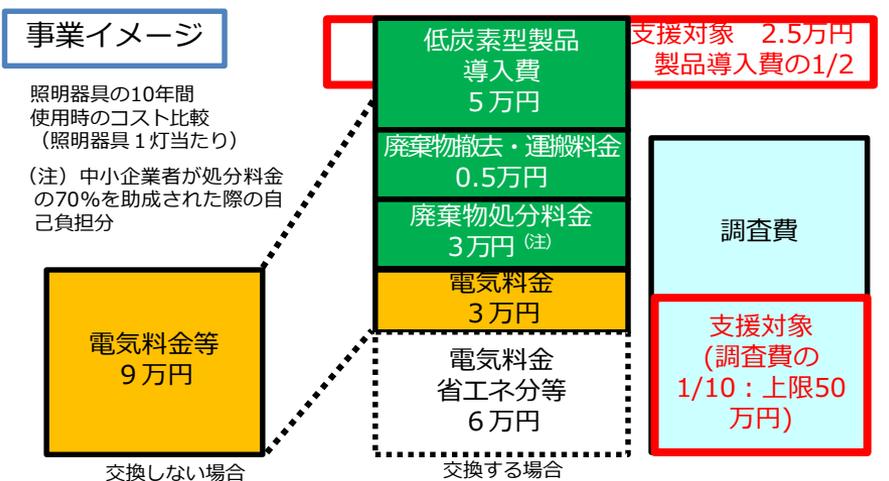
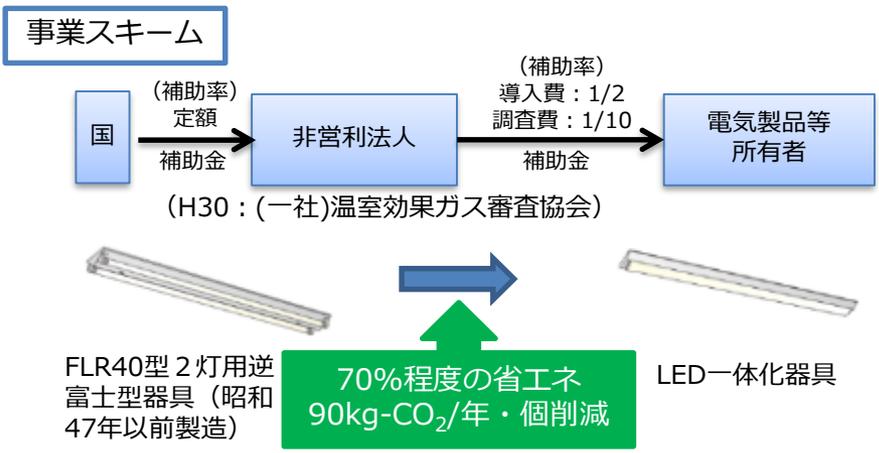


PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業：
 - (1) 建物におけるPCB使用照明器具の使用有無を調査する事業（平成30年度より追加）
 - (2) PCB使用照明器具をLED照明に交換する事業
- 補助金の交付額：(1) 10分の1（補助の上限50万円） (2) 2分の1
- 補助対象：※地方公共団体、独立行政法人は対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- **公募期間（平成30年度）**：平成30年4月27日～**平成31年1月31日15時**
- 補助金交付団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会 <http://www.gaj.or.jp/>

締切迫る！



対象事業の要件

① 建物におけるPCB使用照明器具の使用有無を調査する事業

- (1) 調査を実施する建物の建築・改修が昭和52年3月以前に行われていること。
※建物登記簿、建築検査済証等、建物の建築・改修年を証明する書類を提出
- (2) 発見されたPCB使用照明器具について、本補助事業で交換を行うこと。
※調査、交換を同時に応募することも可能。
- (3) 発見されたPCB使用照明器具について、PCB特別措置法第19条において準用する第8条第1項に基づく届出を都道府県市に行うこと。
- (4) PCB使用照明器具について、JESCOへの予備登録又は搬入荷姿登録を補助事業期間中に行うこと。
- (5) 発見されたPCB使用照明器具について、平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。

→ 要件に該当する可能性のある方は、説明会終了後、個別にご相談ください！

対象事業の要件

② PCB使用照明器具をLED照明器具に交換する事業

- (1) 照明器具のPCB含有が銘板情報等により確実であること。
- (2) 導入する照明器具がLED一体型器具であり、グリーン購入法第6条に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針の基準を満たすこと。
※ランプのみの交換は適用外
- (3) 取り外したPCB使用照明器具について、PCB特別措置法第8条第1項に基づく届出を都道府県市に行うこと。
- (4) PCB使用照明器具について、JESCOへの予備登録又は搬入荷姿登録を補助事業期間中に行うこと。
- (5) 交換したPCB使用照明器具について、平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。

→ 要件に該当する可能性のある方は、説明会終了後、個別にご相談ください！

補助金の交付の流れ(主要な手続)

応募者が実施

補助金交付団体が実施

締切迫る!

今年度

交付申請
(平成31年1月まで随時受付)

書類審査・交付審査

交付決定通知

事業開始

完了実績報告書提出
(平成32年2月末まで)

交付額確定通知

精算払請求書提出

補助金支払い

来年度以降

年度末のCO2削減
報告(平成30年度)

年度末のCO2削減
報告(平成31年度)

年度末のCO2削減
報告(平成32年度)

年度末のCO2削減
報告(平成33年度)

3年間

帳簿及び全ての
証拠書類の保存

5年間

注: 交付決定通知前に実施した事業は補助の対象外